

Title	W・ゴドウィン「政治的正義」：初版と三版との差異について
Sub Title	Some notes on the differences between the first and the third edition of "Political justice" by W. Godwin
Author	白井, 厚
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.5 (1957. 5) ,p.411(69)- 421(79)
JaLC DOI	10.14991/001.19570501-0069
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570501-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570501-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(注) E. Schrader は Confoederatio では全体の見解を完成するため個々の規定の説明に価値がおかれているが、Statutum は全体意見がそのまま確定されている (ibid., S. 366-367.) Statutum の §1-9 は Würzburger の規定 (ibid., S. 378.)、皇帝と諸侯間に対立がなかったところ、Klingelhöfer の Confoederatio の成立に関する意見には賛成したが (Anmerk. 100) ところ、多くの批判を加えている。

尙二二一年の仲裁裁判について Erich Klingelhöfer は "Nullus etiam predictorum vel aliorum quorumcumque pro cive vel mansionario in villa, burgo aut civitate imperatoria contra voluntatem episcopi, qui pro tempore fuerit, nunquam ulterius processu temporis recipiatur." (すなわち上記の何人も若しくは他のいかなるものも司教の意志に反して皇帝の市町村での市民若しくは滞在人として、これ以上仮の手続で受容せられぬべし) という決定、さらに同文書での "declaramus ..... ministeriales et homines ecclesie universos, ubicunque locorum quavis sint conditione recepti..... ad servitium ecclesie sepefate fore de iure restituendos." (一般に聖堂の仕人及び隷属民は、いかなる場所でもいかなる条件で受容されようとも.....回収の法についてのしはばは認容されし聖堂の裁判で奉仕に(戻さるべきことを).....余は宣言す)、「しかし隷民がすでに都

市に確定の住居 (more civium) を有し、又そこにとどまらんと欲せばその所有につき.....通常の及び聖堂に負える奉仕を支払うべし、(de possessionibus suis.....servitia consueta et ecclesie debita persolvant.)」等々の諸条を挙げて、Confoederatio (3.) Statutum (§22.) との関連を指摘している。

従って Walter Schlesinger が前掲 Die Landesherrschaft der Herren von Schönburg, 1954. で現代世界史における西ドイツの運命を示唆するような透徹した洞察力をもって Schönburg の歴史を描きながら 1231/32 の Statutum 及び 1356 の Goldene Bulle (Karl's IV) は若干の territorium (領邦) からの時局に達成された状態を確認せしめる (ibid., S. 63, S. 169.) としてラテンゴの相違を指摘するときラテンゴスヘルシュフットの史的展開については正しいが、その運動の中で形成される自由の空気についてはより多くの問題が内在する様に思われる。

東北方におけるハンザの貴族的大商人都市リニエックと対比される帝国直属の司教都市シュートラスブルグの自由化運動、十二・三世紀の中部、西南ドイツにおける諸侯の中小都市建設、開墾により中世の自由の空気が醸成されるときその対極としての教皇、ドイツ皇帝、国王——聖俗両界の諸侯の政治のダイナミックは、下からの運動と交叉して中世における自由の空気をめぐって複雑な運動を描いている。

——一九五七年一月一〇日——

## W・ゴドウィン「政治的正義」

——初版と三版との差異について——

白 井 厚

産業革命の進展による貧富の激しいへだたりと、啓蒙思想の勝利の結果であるかのごとく見えたフランス革命の成功という対照を前にして、「ほとんどプロレタリアートの独占的な財産」(エンゲルス) となった「政治的正義についての研究」を、ゴドウィンが異常な熱情をもって執筆し始めたのは一七九一年七月のことであり、それが出版されたのは一七九三年であった。この書は、労働者の一カ月の賃金よりも高い三ギニーという価格にもかかわらず、上流社会や知識階層だけでなく、労働者にも読まれ、ロンドン通信協会のテキストとなり、アイルランドとスコットランドには偽版が現われて、人々は争ってこれを求めた。それすらも購い得ない人は、クラブを組織してこの書を読み合ったが、このようなクラブは数百に達したといわれる。ハズリットによれば、ゴドウィンは「名声の大空において太陽の如く燃え」、その原理は絶えず政治、法律、文学等における主題

W・ゴドウィン「政治的正義」

となり、「自由と真理と正義とが話題となるところでは、どこでも彼の名が語られた」のである。ゴドウィンは、この歓迎を、この著書に対してより厳密な改訂を課したものと考え、かなりの訂正加筆を試みて、一七九六年に第二版を、また九八年に第三版を出した。この改訂に対し、ブレイルスフォードは、これはより慎重に、より調子を下げたものだ(注三)と評し、また、これは初版の純粋な力強いゴドウィニズムの後退であり、変造であるとの、ド・キンシーの批判もある(注四)が、また一方フレイシャーは、各版は実質的に同一であり、根本的に相似しているから、全体としてこの書を扱う時には、いずれの版によるかを明示する必要はないと述べている(注五)。筆者は、最近トロント大学助教授 F. E. L. プリーストリー編 Enquiry concerning Political Justice, and its influence on morals and happiness by William Godwin, photographic facsimile of the third edition corrected, edited with variant readings of the first and second editions and with a critical introduc-

六九 (四一一)

tion and notes, by F. E. L. Priestley, Univ. of Toronto Press, 1946 を入手し、その Book VIII, Of Property の第三版による訳出を完了し、また各版の差の大きい諸章の訳を終了することができたので、以下にその差異を、財産論を中心に検討したいと思う。なお二度版が改められているが、二版と三版の差は僅かであり、重要性も少ないと思われるので、ここでは主として初版と三版とを比較対照してみたい。

(注一) だがしかし、下層労働者や貧民は、この書の存在すら知らなかった。W. P. Hall: British Radicalism, 1791-97, p. 105.

(注二) 初版の書名は An Enquiry concerning Political Justice, and its influence on General Virtue and Happiness. 二版以後 General Virtue が Morals となった。別に深い理由はなきやうである。複製本としては、マンブリンで初版と二版の偽版が出たのを除くと、一七九六年に二版のアメリカ版、一八四八年に第四版と銘打った J. Watson による三版の複製本、一八九〇年に H. S. Salt による初版の財産論、一九二六年に Raymond A. Preston による初版の複製本(八十一章中十一章省略)一九二九年に再び Salt 版があり、独訳では Untersuchung über politische Gerechtigkeit und ihren Einfluss auf Moral und Glückseligkeit; aus dem Englischen mit Anmerkungen und Zusätzen von G. M. Weber 1. Bd. gr.

duction, chap. 5, The voluntary actions of men originate in their opinions; B. 4, chap. 10, Of self-love and benevolence; chap. 11, Of good and evil; B. 8, chap. 2, Principles of property であり、その他初版の節が章に独立したものが新たに appendix が加えられたものも多いから、全く独立の書の趣きあるといわれるマルサスの「人口論」の第二版ほどではないにしても、量的にもかなりの修正があったといふべきであらう。

この間の事情につき、ゴドウィン自身は第二版への序文でつぎのように説明している。

「この版を通読した人によって、何故前版で述べた主張を多くの点で変えるようになったか、ということが問われよう。そして、この変化は非難的となるかもしれない。これに対して私は、次のように答えさせたい。第一に、この書の精神と大綱は不変のままであり、その前提と基本的な主張の多くの箇所は、前版よりも正確に論証されていると信ずる。第二に、私はこの変化を、私の心を改良改善に常に向わせておくための、勤勉な誠実な努力のせいにして、うと思ふ。……この書の推論や叙述に最も重要な変化のある部分はこの題名の所である。即ち The characters of men originate in their external circumstance, The voluntary actions of men originate in their opinions, Of personal virtue and duty, Of rights, Of promises, Of obedience, Of forms of government, Illustrations of sincerity, Of self-love and

W. ヨドウィン「政治的正義」

8, Würzburg: Stabel, 1803 及び Das Eigentum. Übersetzt von Max Bahrtfeldt. Einleitung von Georg Adler. Leipzig: Hirschfeld. (Hauptwerke des Sozialismus und der Sozialpolitik. 2 Heft.) 1904. がある。最も詳しいのは、初版、二版とも綿密に対照されている Priestley 版で、以下の引用はすべてこれによる。

(注三) H. N. Brailsford; Shelley, Godwin and their Circle, p. 92.

(注四) Priestley's introduction in Political Justice, vol. III, p. 81.

(注五) D. Freisher; William Godwin, A Study in Liberalism, 1951, p. 59.

## II

先ず全巻の構成について見ると、叙述の順序に大きな変化は無いが、その標題及び各章の内容はかなり改められている。初版は全八篇、八一章であったが、後版はこれが八五章に拡大せられた。初版から除かれた章は B. 1, chap. 4, Three principal causes of moral improvement considered; B. 4, chap. 8, Of the principles of virtue; chap. 9, Of the tendency of virtue であり、内容が大きく書き改められたものは十章に近く、題名の変更も数多い。そして新たに加えられた章は B. 1, chap. 1, Intro-

benevolence, Of good and evil, Principles of property, and Of the supposed advantages of luxury.」また第三版のために短い advertisement を付けて「著者は第三版によって与えられた機会を、徹底的な修正のために用いることができた。だがこの変更は、数多いが基本的性質に関するものではない。この目的は、単に少数の未熟な幼稚な意見を取り除くことだけであった。」と述べている。

この大きな変化のある章とは、殆んどが、この書八篇の中で、特に重要な章である。即ち彼の原理の政策的応用たるに過ぎない立法論、行政論、犯罪、刑罰等々を扱った第五、六、七篇は殆んどそのまま、政治的制度的重要性、正義、平等、権利、善悪、抵抗、財産等々の基本的原理、及び政治制度の批判、その変革の方法等を扱った第一、二、三、四、八篇がかなり改められている。このことは、この書の大綱は不変だとしても、ゴドウィンの勤勉な誠実な努力は、その基本的な考えを若干変えたといふべきであらう。

## III

「政治的正義」第三版で、先ず注目すべき変化は、冒頭にこの書の内容の要約が書かれていることである。これはこの書全体の主張を知る上にきわめて便利であらう。今これを更に簡単に記すとつぎのとくなる。

I 道徳及び政治の研究の真の対象は、快樂又は幸福である。快

樂には、第一に外部的感觉 external senses による快樂、第二に智的感情 intellectual feeling による快樂、同情 sympathy による快樂、自己承認 self-approbation による快樂があるが、第二の方が第一の快樂よりもずっと精妙 exquisite なものである。

Ⅱ 社会のある状態において、人間の不正と暴力は政府を必要とした。政府は、社会の権力を集中することによって、抑圧、専制、戦争、征服を生ぜしめ、財産の不平等を永久化し増大することによって、有害な情熱をかき立て、人々を掠奪と詐欺へと駆り立てる。

Ⅲ 自己承認による快樂は個人の独立を要求し、独立なくしては、人は賢明にも有用にも幸福にもなり得ない。故に、人類の最も望ましい状態は、個人の独立を侵害すること最も少なくして、一般の安全を維持する状態である。

Ⅳ 人間行為の標準は正義であり、正義とは快樂又は幸福の最大量を生み出すとする原理である。それは自利心の放棄を要求し、人間の幸福に関係するすべての行為の、明確な様式を規定する最高の普遍性を持つ法則である。

Ⅴ 義務とは、一般的な利益に対して、個人の能力の最善の使用を命ずるような、行為の様式である。

權利とは、その隣人達のいくつかの義務の履行によって生じた利益の、彼の分け前に対する個人の請求権である。

Ⅵ 人々の自発的行為を命ずるのは、彼等の感情であり、理性は独立の原理ではない。理性は、異なった感情を比較考量し、行為を

規制するものである。故に、社会的条件の改善のために求むべきものは、理性の進歩である。

Ⅶ 理性は知識を養うことによって明晰強固となる。知識を培うことにおける進歩には、制限がないから、人間の発明と社会的存在の様式は永久に改善され得るし、思考の或る特別な様式又は存在の条件を固定化するよう企てられた諸制度は、有害である。

Ⅷ 智的感情による快樂と自己承認による快樂とは、悟性の健全さに結び付いている。悟性の健全さは偏見とは相容れず、研究の自由と結び付いている。従って、輿論は公共の安全が許す限り、制限さるべきではない。悟性の健全さは、簡単な生活様式、知識を養うための余暇と結び付いている。従って、極度に不平等な財産の分配は、人間の最も望ましい状態とは反対のものである。<sup>(注二)</sup>

以上が彼の要約の概要であるが、人はこれによって彼の思想が、初版より遙かに整理された姿で示されているのを見るであろう。初版は、後の章の執筆が終らぬ中に、始めの部分の印刷にかかったような事情もあって、前後不統一の箇所もあったが、後版のこの要約では、快樂量の増大Ⅱ正義という原理を中心として、快樂の種類、政府の批判、個人主義、利己心の否定、權利義務の概念、理性と感情、進歩の無限な可能性、悟性と研究の自由、不平等な財産分配に対する批判等が述べられている。

(注一) Political Justice, vol. I, pp. xxiii-xxvii.

(注二) Ibid, p. xvii.

#### 四

彼の以上の要約によって明瞭であるように、後版は快樂の増大Ⅱ正義を中心とする論理が一層体系化された結果、功利主義的傾向を強めるに至った。もちろん、前版の論理の中心も快樂であり、個人の快樂の増大は全体を益するであろうということ、相互の快樂の關係はおのずから理性の示すところであること等々に関する詳しい叙述があるが、全体の構成の示すところは、快樂の内容に到達するまでの論理は帰納的であり、先ず政治制度の重要性と、その批判的検討の後に、快樂の内容に至ったかのごとくである。後版の本文はこれと同じ順序をたどるのであるが、彼の要約はこれに反して、先ず快樂の規定を行い、それに照して具体的な結論を演繹している。ゴドウィンは本文の構成を変えることはしていないが、おそらく頭の中では、このような、つまり功利主義に特徴的な方法に傾いていたのではなからうか。要約では、始めに快樂の二種を区別し、外的感覺の快樂を、より劣ったものと規定した。<sup>(注一)</sup>彼はこのように快樂の質的差を設けたことによって、功利主義を放棄したのだとの説もあるが、この点では彼は J. S. ミルの先駆者であった。<sup>(注二)</sup>更に Of good and evil なる章を新たに設けて、善とは快樂並びに快樂を獲得する手段の一般的名称であり、悪とは苦痛並びに苦痛を生み出す手段の一般的名称と規定することによって、功利主義の伝統に従

W. ゴドウィン「政治的正義」

<sup>(注三)</sup> ったのである。

だが、功利主義というものが、ブルジョアの合理性の主張の上に築かれた論理である以上、それに傾いて抽象的快樂から論を進めることは、ブルジョアの快樂の基礎たる蓄積財産の制度(ゴドウィンは封建社会に対して、市民社会を区別してこのように呼んだ)に対して妥協を誘うものである。もちろん彼の功利主義の著しい特徴は、ベンサムのごとき凡俗なる快苦の道徳算術とは異なって、きわめて理性的であり、その故にミルよりも遙かに早く快苦の質的区別を強調して、強い批判的態度を留保するのであるが、その理性が快樂のブルジョア的性格を明らかにする歴史性を欠き、単なる知識の発展に依存する抽象的なものである以上、彼のいわゆる平等社会における幸福も、現秩序の漸進的改革の延長の上に求められることになる。つまり、初版の論理は、従来の政治制度の現実の批判から始まり、その故に蓄積財産の制度を奴隸制や封建性と並んで、否それ以上批判の対象とするのであるが、後版のより功利主義的な色彩は、前の論理を大部残しているながらも、快樂と財産の結合を強くし、蓄積財産の制度を、理想社会の未熟な段階として、むしろそのために必要な一階程として、理想社会の側に眺めるのである。

(注一) Political Justice, vol. III, Priestley's introduction, p. 15 以下の頁に於ては E. Halevy; The Growth of Philosophic Radicalism, translated by Mary Morris, p.

202. 及び D. H. Monro: Godwin's Moral Philosophy, pp. 14-15, p. 31. を参照。

(注二) 近代功利主義はロック、ホッブスに始まり、ゴドウィンは初版においてロックと同じく「我々はこの世に固有の原理を持って生れたものではない。従って、我々は最初生れた時には、有徳でもなければ不徳でもない。この問題に公平な考察を与える如何なる人間にとつても、これより明らかな真理はあり得ない。」(Political Justice, vol. III, Textual Notes, p. 141) と本有観念を否定した。だが後版ではこの章句は変更され、一七九七年の The Enquirer にて「幼児はその誕生に際し、教化に向く、或は向かぬ素質を持ってゐる」(p. 4) と述べ、第三版にて「幼児は確かにその両親の性格の一部を持って生れて来る。」(P. J., vol. II, p. 87) と改訂した。この変化は後の Thoughts on Man, a volume of essays, 1831. において更にはなはだしく、生来の才能を認め、善人悪人の差は生れつきであるという宿命論にまで進んだ(P. J., vol. III, Priestley's Introduction, pp. 96-7)。だが彼の真意は、ヘルヴェティウスが人間はいかなる分野でもその才能を伸ばし得ると主張したのに対し、その才能に適應せる所では無限の進歩が可能であるとの考えであろう。

五

ゴドウィン自身の言によると、「財産の問題は、政治的正義の構造

を完成する要の石である。」(注一)ゴドウィンの社会批判は、政治的正義を求めて抽象的な理性から出発し、行動の原理を快楽の増大に見出し、財産制度の上に、具体的な当時の資本主義制度の批判と、彼の所謂平等な制度のあり方を展開する。社会思想としても最も興味のあつたこの財産論であるので、以下第八篇「財産について」を檢討しよう。

初版ではこの篇は八章から成っていたが、二版からは chap. 2, Principles of property が加えられ、chap. 5, Of the objection to this system from the impossibility of its being rendered permanent が chap. 4, Objection to this system from the frailty of the human mind 及び chap. 5, Objection to this system from the question of permanence の二章に分割されて、全十章に拡大せられた。その他殆んど書き改められた章も多いから、各版の変化は財産論において最も大きい。

先ず第一に、後版では財産の概念が明確化された。前版では、財産が大部分、奢侈や虚栄のためのものであり、現財産の配分は労働には基つかず、最も勤勉なる者が生活苦にあえぎ、大財産が掠奪等の不名誉な方法で獲得されたというように、現財産制度に対する批判が主で、問題となる財産の内容は不明であったが、後版では次のように示されている。

「財産の理論が関係する主題は、人間の利益または快楽に貢献する、又は貢献すると考えられ、他の人々から永久的又は一時的に

取り上げる以外には、使用出来ないようなすべてのものである。これは特に、食物、衣服、住宅及び家具である。」(注二)

「財産は四つの部門 classes に分けられ得る。即ち生活資料。智的及び道徳的改善の手段。安撫な慰安品。健康な活潑な生存にとって決して必要なものではなく、相当な労働と勤勉を払わずしては購ひ得ないような慰安品。平等な分配に対して障害を与えるのは、主としてこの最後のものである。」(注三)

「財産には三つの等級 orders がある。第一の、最も純粋な等級は、私を使用することによって、他人が使用するよりも大きな利益又は快楽の総計が生ずるようなものにおける、私の永久的な権利である。この場合には、私がどのようにしてそれを所有するようになったかという事は、問題ではない。なぜなら、唯一の必要な条件は、私に対してそれが最も有用であるということであり、それに対する私の資格が、私の住んでいる社会によって一般に認められているということである。」(注四)

「財産の第二の等級は、自己の勤勉の産物に対して、それを使用することが適当でないようなものの上にも権利を持つような領域である。」(注五)

「財産の第三の等級は、どのように作られたかを問わず、他人の勤勉の産物に対して、或る人がそれを処分する特権を持つに至る組織である。」(注六)

このように、ゴドウィンの批判の対象となつた財産とは、空想的

W・ゴドウィン「政治的正義」

社会主義者や初期の共產主義者の多くがそうであったように、もっぱら衣食住等の贅沢品、消費財であった。それが消費財である限りでは、封建社会と市民社会の本質的差別はつかみ得ず、せいぜい貨幣流通を媒介として露骨になつた蓄積財産制度として把握されるのみであり、そこで社会制度の科学的分析の芽を断たれて、この時代の社会批判(社会主義、共產主義)と社会科学(経済学)は別個の道を進むことになるのであるが、一方贅沢品は具体的に感ぜられるものであるだけに、道徳的には一層激しく既存の財産制度を攻撃して、彼のいわゆる平等社会の原理を主張し得るのである。彼によれば、財産は、第一の、それを所有することによって最も利益を受ける人に属するという原理によって配分されるべきで、第二の、自己の労働生産物に対する所有の原理は消極的、補助的な意味しか持ち得ず、見方によればそれは一種の寡奪である。第三のものに至っては、財産は、人々の日々の労働によって作り出されたものである以上、第二の原理と直接矛盾する強奪の権利であり、大衆に無智と貧困を強制するものであり、社会の生産力がいかに増大しても、これがある限りはそれは富者の贅沢に消費され、蓄積が増しても労働者達の賃金は増大しないのである。初版にあっては財産のかかる等級の区別がなかつたので、既成財産制度は第一の原理に照してのみ批判されたが、第二の補助原理を後版が導入した結果、このように財産と労働との関係がややくわしく述べられるに至つた。アントン・メンガーはゴドウィンをもって、全労働利益権の最初の科学的主張者なりと

までいっている。<sup>(注七)</sup>だが労働収益の原理は、厳密には第一の原理と矛盾するもので、あくまで補助的であることが注意されるべきであろう。

- (注一) Political Justice, vol. II, p. 420.
- (注二) Ibid., p. 422.
- (注三) Ibid., p. 424.
- (注四) Ibid., p. 432.
- (注五) Ibid., p. 433.
- (注六) Ibid., p. 435.
- (注七) Anton Menger; Das Recht auf den vollen Arbeits-  
ertrag, seine geschichtliche Darstellung, 3. Aufl. 1904,  
S. 41. 森戸訳七二頁。

六

後版におけるつぎの変化は、権利の概念が主張されたことである。初版において特徴的な論理は、ホッブス、ラブラス、デイドロー、エルヴェンヌス、ドルバックの線につながる機械論的決定論、必然論であって、そこでは一切の権利は否定された。人はその才能や、悟性や、力や、時間を、一般的善の最大量を作り出すために用いる義務があるのであり、その意味で「人間は権利を持ってはいない。いかなる自由裁断の力をも持っていない。」義務と権利とは相反する概念であって、義務の存在する所に権利はなく、理性的人間は、

こと以上に不正なことはあり得ない。<sup>(注三)</sup>と主張された。だが後版において、かかる正義の厳格な要求からではない自由裁量の権利が認められ、且つ労働収益に基づく第二原理が補足されたことは、苦于現実への妥協を示すものであり、いささかゴドウィニズムが緩和された感あるを免れない。

- (注一) Political Justice, vol. III. Omitted Chapters, p. 255.
- (注二) ヘインの「権利」は自然法に基づく自然権であることに注意。フレヴィは、民主主義を自然権から分離した最初の人は、ゴドウィンであるとしている。E. Halevy; The Growth of Philosophic Radicalism, translated by A. D. Lindsay, p. 192, 201.
- (注三) Political Justice, vol. III, Textual Notes, p. 210.

七

第三の大きな変化は、安全の主張である。新たに挿入された chap. 2 Principles of property において、彼は、富の分配に強制があつてはならず、それはその社会の個人々の感情に依存すべきことを主張したあとで、つぎのごとく述べている。

「不平等を、個人的な暴力によって正そうとすべきでないことを理性は要求する。(中略)だが、もし理性がこの基本的な目的に對

W.ゴドウィン「政治的正義」

社会の快楽の量を最大限にするように、正義の命ずる所に従つて行動する義務があるのみである。かくて自由と権利は否定せられて、すべての行為は必然的であり、物質界の運動法則と同様な必然的因果の系列が、精神界にも追求されて、理性が発達するにつれ無限に功利の原理に影響されるのである。このように権利を否定することによって、彼はヘインと共通する理性を主張しながら、ヘインの批判者であつた。<sup>(注三)</sup>

しかるに後版では、Rights of man と題された章は Of Rights と改められて、殆んどその内容を変えたのである。ここでは権利は active or positive なものと passive or negative なものに分けられ、前者は依然否定されたが、人間の判断は誤りやすいとの理由で、自由裁量の或る領域を考え、そこに後者の権利を認めた。その結果「要約」に見るごとく、権利とは彼の隣人達の義務の履行によって生じた利益の、彼の分け前に対する個人の要求権であるという規定が生まれ、そして財産論では、財産の第一の等級のものに對して、永久的な権利を、第二の自己の労働の産物に對しても一種の権利を主張するに至つた。もちろん、初版において権利を否定したのは、必然論の立場からであつて、マルサスのごとく生存権そのものを否定したのとは意味を異にするのであるから、各人は一般の貯蔵が許す限りみずからの需要に對して供給を受ける理由があり、「もし正義に意味があるならば、衣食住を適当に供給されていない人々が存在しているにかかわらず、一人の人が余剩物を所有するという

して不十分であるなら、疑いもなく他の手段が用いらねばならない。社会が破壊されるよりは、一人が害を受ける方がまだましである。一般的安全は、それなしにはどんな優れた立派な事もないとげられないところの、欠くべからざる前提である。それ故に、財産は、或る社会の一般的な感覚によって是認され、その是認が変らずに続く限りは、そのすべての不平等と共に、必要とあらば強制 coercion によつても防禦されるべきである。(中略)それは、より怖しく、より破壊的な害悪から守るために、一つの不正、即ち財産の蓄積を擁護する一便法である。<sup>(注三)</sup>

「我々は財産理論の土台となつてゐる原理、即ち個人判断の神聖な破棄し難い権利を思い起さすればよい。(中略)政府の最初の目的は、この権利の保護である。あらゆる人に可成の程度彼自身の判断を行使することを許さなければ、いかなる独立も、改善も、美德も、幸福もない。これは最高度に神聖なる特権である。その維持のためには、どのような努力も犠牲も大き過ぎることはない。財産の理論の基礎はかくも深いのである。(中略)あらゆる優れたものに絶対必要な条件とは、安全である。もし、私個人々から受けるであろう待遇を可成の程度予見し、その不規則性や気まぐれの限界を或る程度予言できないとすれば、私はどのような価値ある仕事をも行うことはできないのである。文明社会には、野蠻社会以上に大きな安全が人々の中に存在する。これこそが、文明社会の中では、芸術が創られ、科学が完成され、人間の性質

が、個人的相対的能力において、次第に發展して来た理由である。<sup>(注三)</sup>

不平等な財産制度を平等化するには、革命や暴力によるべきでないことは、初版以来変らぬ主張であった。それは、偶然の結果ではなく、為政者の強権の結果でもなく、少数の知識人の誇大な宣伝の結果でもなく、実に社会一般の真摯な、思慮ある確信の結果によるべきであった。それなればこそ一層、知識と理性の發展のために、いかなる強制も刑罰も存在すべきでなく、自由が大切であり、「自由の實際の敵は人民ではなくて、反対の制度によって利益を受ける支配階級」<sup>(注三)</sup>なのである。ゴドウィンは、当時の盛り上った大衆の運動を前にして、革命を嫌い階級を超越した理性に信頼することにおいて、反革命的であったが、既成の財産制度を、この理性によって完膚なきまでに批判することによって、十分革命的であったのである。

しかるに後版に至って、このように平等の原理に並んで安全の原理を導入した場合、彼の階級的意義は逆転する。彼は、個人判断の神聖な権利は財産の基礎であり、それはあらゆる文明社会の優秀性を生み出すものであると述べた。だが既に見たように、この神聖な権利は初版には無かったものであり、蓄積財産の制度に基礎を置いた全制度は、正義の大綱に照して、いかなる弁護の余地もない滅び去るべき邪悪であった。その財産に対して安全という基礎を与えることは、もちろん彼の真意が現実の不平等な分配をそのままに認めるといふ意味ではないにしても、明らかに妥協を示すものである。

(注一) Political Justice, vol. II, pp. 442-1.

(注二) Ibid., pp. 449-451.

(注三) Ibid., vol. I, p. 104.

(注四) Ibid., vol. II, p. 445.

(注五) Ibid., pp. 491-2.

(注六) Ibid., p. 492.

(注七) Ibid., vol. III, Textual Notes, p. 214.

八

各版の相違はこれのみにはとどまらないで、例えば財産論でも、一部の奢侈が快樂のため認められた結果、理想社会はやや華やかなものとなったこと、そこでは財産は絶えず均等化するという主張を失ったこと、人口論に若干の説明が加わったこと、等の変化がある。更に全巻を通じて見れば、メアリ・ウォルストンクラフトとの躍しき恋愛の結果たる個人的情愛論、感情の重視、結婚、政治的制度的意義、反抗、合理主義と経験論の問題等触れねばならぬことも多い。更に彼の思想の以上のような変化(後退)を引き起したものは何かという興味ある問題、「政治的正義」以後彼が死ぬまで書き続けた多くの評論、歴史書、小説等の思想の変化も見らるべきであろうが、紙数も尽きたので、ここでは特に社会思想上重要な財産論において、蓄積財産の批判が弱まったことを指摘するにとどめて筆を措く。

ルソーは「人間不平等起源論」において徹底的に文明と私有財産を非難しながらも、結局は「民約論」で財産の神聖と安全を謳歌し、

ベンサムは幸福の従属的目的として生計、余裕、平等、安全を挙げながら、「もし安全と平等とが相衝突するならば、一瞬も躊躇してはならない。平等は道を譲らねばならない。安全は人生の基礎であり、生計も余裕も幸福も、一切はこれによる。」と主張した。ゴドウィンは彼等に比べて、より平等を重要視してはいたが、それでもその「理性」「快樂」「幸福」のブルジョア的性格を断ち得ず、幸福―理性―平等制度―蓄積財産制の批判という初版の線は、幸福―文明―財産―安全というブルジョアの体系の方に傾いてしまったのである。

その結果、その行論にはいくつかの変化が生じた。正義の原理からは、財産の相続や遺言は不正な独占や約束であったのに、それは個人判断の権利に基づくが故に、その処分権は保護されるべきだと改められ、奢侈や不平等の段階は、野蛮状態から、文学や芸術のための閑暇を生み出すようになる重要な段階で、不平等は文明の序曲で必要であったと述べている。<sup>(注五)</sup>そして奢侈は、欠乏の犠牲の上に独占された享樂なら悪徳であるが、便宜品 accommodation を意味するならば、美徳である。<sup>(注六)</sup>「蓄積財産の制度は市民政治から生れたものである。そして市民政治は、我々が信じているように、蓄積された知恵の産物である。かくして立法者及び元老院の知恵は、正義の公理及び人間の天性を無視する、最も放埒な且つ不合理な財産分配を保証するために使用されたのである。」<sup>(注七)</sup>という叙述は消え去った。

(注一) W. Godwin; Memoirs of Mary Wollstonecraft, with a preface by John Middleton Murry, 1928, pp. 130

—133.

(注二) これは伝記等の資料によっても説明するべきだが、基本的には彼の思想上の地位が重要であろう。近代自然法が重視した人間行為の規準は、英国経験論哲学の中で、より唯物論的に功利主義というかたちで發展した。功利主義はブルジョア階級の実際の心理であり、功利的(営利的)関係が現実の経済の反映である限りにおいて、確かに進歩であり、それは重農学派、古典学派の経済学を生み出すこととなった。だが、これを社会思想として見た場合、歴史の發展については自然法以上に観念的で、歴史的な人間存在を、単純な快苦を感じる生理現象の主体としか考えない、皮相的な、ブルジョア理論であった。それ故に、啓蒙期のフランスにおいて絶対王制に対する強力な攻撃の武器となりながらも、産業ブルジョアの勝利した英国に再び帰って来た時、ベンサムによってその革命的性格を抜き去られてしまったのである。ゴドウィンはエルヴェシウスの旺盛な批判精神を学んで、政府や宗教を否定し、財産制度を根底から問題とした最初の人であったが、その立場は小生産者であった。彼の思想のこのような限界、経済制度を批判しながらも形而上学的性格が強くて、経済学と結び付き得なかった点などについては、近く稿を改めて述べる予定である。